

令和5年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う集団作りに努めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

本校では、いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。また、児童や保護者が気軽に相談できるような教育相談体制を整え、児童が安心して、落ち着ける「心の居場所づくり」や間違ったり失敗したりしても認められる学級づくりを進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等のすべての教育活動を通して、「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という気持ちを高める児童の主体的な活動を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

関係機関と連携し、インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり（スマートルール）等の啓発を行います。

○児童の特性を踏まえた適切な支援

日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

どの児童に対してもいじめは起こるという意識を持ち、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。また、大休みや昼休みに体育館やグラウンド、校舎内を学校当番の教員が巡回し、いじめの兆候がないか目を配ります。

○情報の共有

職員が学校当番の見回りや日々の活動で気づいたことは、その日のうちに担任に報告し、適切にいじめを認知できるように努めます。また、担任が気がかりに思う児童については、毎月のアンテナ会や低・中・高学年ごとのミニアンテナ会にて報告し、全職員で見守れる体制を築きます。

○自己チェックの活用

定期的にいじめのアンケート調査や個別指導を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による個別面談を実施して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な言葉と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。またスクールカウンセラーを活用し、気軽に相談できる体制づくりを図ります。

○保護者に対するいじめ調査の実施

家庭訪問やアンケート調査、電話連絡などを通して聞き取り調査を行い、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○保護者への対応

発見したその日のうちに、いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等で面談し、事実関係と学校の指導方針を伝えと共、児童の安全と安心を最優先に取り組むことを伝えます。また、いじめたとされる児童の保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決

方法を図りたいという思いを伝えと共に、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼します。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○いじめ電話相談の周知

いじめの相談窓口として、県の24時間電話相談など相談方法があることを児童に知らせ、いじめの早期発見と早期対処に努めます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を坂井市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、坂井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催します。

(構成員)

校長、教頭、教務、生徒指導主事、低・中・高学年代表、養護教諭、教育相談担当(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な活動の計画、実践
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめの早期発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)

教務、生徒指導主事、関係学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

(活動)

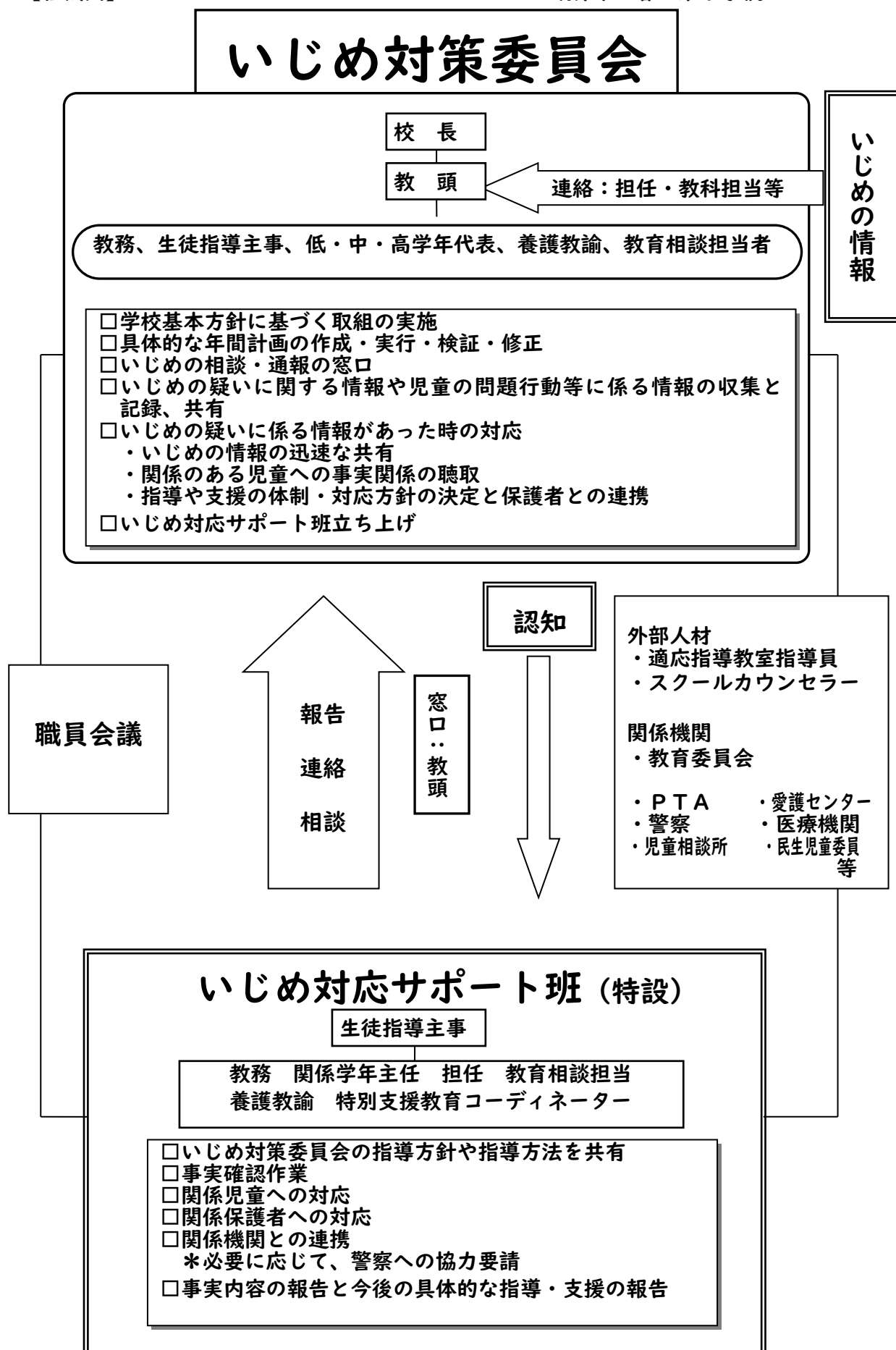
- ・当該いじめ事案の対応方針の立案、決定
- ・個人面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者と地域との連携
- ・適応指導教室指導員の外部人材や民生委員、児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

P 4 参照

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

P 5 参照



教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会・HP ・基本方針の公表	教育相談 学級の状況を確認					
	学校探検 ・自己紹介 ・先生と握手	1年生を迎える会 ・自主的活動		運動会計画 ・自主的な活動 ・コミュニケーション力育成			
	遠足 ・自主的活動 ・絆づくり						
	縦割り班・異学年活動スタート (清掃グループ・登校班・委員会・クラブ活動) ・自主的活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感						
	PTA 総会 地域ボランティアによる読み聞かせ(～3月) 子どもサロン月2回(～3月)						
5月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をもとに、定期的に状況把握	縦割り班こんにちは会 ・リーダーの存在感 ・絆づくり					
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 1年間の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成、確認	校内運動会 ○縦割り種目 ○学年種目 ○応援タイム ・絆を高める ・他人への思いやり ・高学年のリーダー ・自主的な活動					
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解	教育相談週間・個別面談					
6月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	カラフルタイム①(縦割り集会) ・自主的活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり					
	校内研修 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の実施	校外学習 ・絆づくり ・自主的な活動					
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解	学校生活・いじめアンケート調査 防犯教室(ひまわり教室)低・中・高に分かれて実施 ・休み前非行防止教室 ・薬物防止 ・ネットモラル、犯罪・万引き等					

〔7～9月〕

春江東小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	カラフルタイム②（縦割り集会） ・自主的活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり 地区なかよし会 ・自主的活動 ・絆づくり					
	保護者懇談会 ・保護者との連携 ・信頼関係づくり						
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解						
8月	いじめ対策委員会 ・アンケートの分析等をもとにした振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	家庭での学習・読書 親子読書 家庭訪問 ・クラスや地域の子どもの状況も把握					
	いじめに関する 校内研修会 ・事例研修 ・教員の意識点検						
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・計画の見直し	学校生活・いじめアンケート調査 教育相談週間・個別面談 校外旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活動の工夫					
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	校外学習 ・絆づくり ・自主的な活動				自然教室 ・絆づくり ・自主的な活動	
	いじめに関する 校内研修会 ・1 学期の反省 ・2 学期の取り組み ・教員の意識向上	おもちゃ ランド					
		カラフルタイム③（縦割り集会） ・自主的な活動 ・リーダーの自覚 ・絆づくり					
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解	防犯訓練（防災）					
		学校公開 マラソン大会					
						修学旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション活 動の工夫	
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	読書月間 ・親子読書等					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ・個を生かす学習	カラフルタイム④（チャレラン） ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
	道徳（規律・友情） 学活（いじめ）	防犯訓練（不審者）					
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解						中学校体験入学 ・新たな絆づくり
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握					校外学習 ・絆づくり ・自主的な活動	
	保護者懇談会 ・情報や意見収集						
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解					総合発表 （アーモンドの木） →3 年生へ ・異学年交流	
		教育 相 談 週 間・個別面談					
			地区なかよし会 ・自主的な活動 ・絆づくり				

〔1～3月〕

春江東小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握			まち協による アーモンドの話 →2年生へ発表 (異学年交流)			
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解					6年生送る会 企画・準備	
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	学校生活・いじめアンケート調査					
	情報発信 ・取組アンケート評価の結果 ・情報発信	教育相談週間・個別面談					
3月	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解	新1年生を 迎える会					
		カラフルタイム⑤（大縄8の字跳び大会） ・自主的活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
3月	いじめ対策委員会 ・今年度の振り返り ・新年度に向けての計画 見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認						卒業文集作り ・絆づくり
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解						校内清掃活動 ・感謝の心
3月	卒業・進級認定会	ありがとう、見守り隊の方、読み聞かせの方、今まで お世話になった先生に ・地域の方との絆づくり ・感謝の気持ちを手紙に書く					
		教室移動の清掃活動 ・感謝の心					
3月		離任式 ・感謝の心					